

議案第 8 号

調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 6 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

調布市立小学校及び調布市立中学校長が発注及び契約を行う品目について整備するため、提案するものです。

調布市立学校事案決裁規程（平成11年調布市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

別表学校事務の管理に関すること。の部3 請負又は委託による事業及び物品の購入等に関すること。の項中「情報教育用消耗品，スクールカウンセラー用消耗品，記念誌印刷製本」を「記念誌等印刷製本」に，「卒業証書筆耕料」を「卒業証書筆耕料，家庭科用ミシン保守点検委託，陶器焼成等委託，教員用指導書等消耗品，研究指定校消耗品，保健用消耗品」に改め，「(3) 単価契約による1件30万円未満の物品の購入に関すること。」を削り，「(4)」を「(3)」に改める。

附 則

- 1 この訓令は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の調布市立学校事案決裁規程別表の規定は，この

訓令の施行の日以後に締結する契約について適用し，同日前に締結した契約については，なお従前の例による。

調布市立学校事案決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後				改正前			
<p>○調布市立学校事案決裁規程 平成11年9月24日教育委員会訓令第6号 第1条から第18条まで 略</p> <p><u>附 則 (令和3年3月 日教委訓令第 号)</u></p> <p><u>1 この規則は令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この訓令による改正後の調布市立学校事案決裁規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表 (第4条関係)</p>				<p>○調布市立学校事案決裁規程 平成11年9月24日教育委員会訓令第6号 第1条から第18条まで 略</p> <p>別表 (第4条関係)</p>			
項目	区分	決裁権者		項目	区分	決裁権者	
		校長	副校長			校長	副校長
学校事務の管理に關すること。	3 請負又は委託による事業及び物品の購入等に関すること。	(1) 学校管理用消耗品, 学校管理用印刷製本, 備品等修繕, 来客用賄, 洗濯料, 備品購入費, 補修用原材料, 教科・特別活動用消耗品, 保護者負担軽減措置分消耗品, 教科特別活動用印刷製本, ピアノ調律代, 給食用消耗品, <u>記念誌等印刷製本</u> , 記念式典賄, <u>卒業証書筆</u>			3 請負又は委託による事業及び物品の購入等に関すること。	(1) 学校管理用消耗品, 学校管理用印刷製本, 備品等修繕, 来客用賄, 洗濯料, 備品購入費, 補修用原材料, 教科・特別活動用消耗品, 保護者負担軽減措置分消耗品, 教科特別活動用印刷製本, ピアノ調律代, 給食用消耗品, <u>情報教育用消耗品</u> , <u>スクールカウンセラー用</u>	

改正後				改正前			
		<p><u>耕料，家庭科用ミシン保守点検委託，陶器焼成等委託，教員用指導書等消耗品，研究指定校消耗品，保健用消耗品</u>の発注に係る決定及び契約を依頼すること。</p> <p>(2) 1件30万円未満の契約に関すること。</p> <p>(3) 前2項の契約に係る支出負担行為及び支出命令に関すること。</p>				<p><u>消耗品，記念誌印刷製本，記念式典賄，卒業証書筆耕料</u>の発注に係る決定及び契約を依頼すること。</p> <p>(2) 1件30万円未満の契約に関すること。</p> <p>(3) <u>単価契約による1件30万円未満の物品の購入に関すること。</u></p> <p>(4) 前2項の契約に係る支出負担行為及び支出命令に関すること。</p>	